

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

自営業者と公的年金制度

平成 17 年度～ 19 年度 総合研究報告書

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 岩村 正彦

平成 20(2008)年 3 月

はじめに

本報告書は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)を受けて2005年度～2007年度に行った研究「自営業者と公的年金制度」の総合報告書および2007年度の総括・分担研究報告書である。

本研究は目的はつぎのようなものである。すなわち、現在公的年金の一元化の議論において焦点となっている国民年金の第一号被保険者のうち、とくに自営業者に着目して、比較法的観点も取り入れつつ、公的年金制度の自営業者への適用、給付水準、保険料(率)水準、保険料徴収の方法等について、今後の法制度設計の方向性を模索・検討することである。

国民年金の第一号被保険者については、未加入、(加入はしているが)保険料の未納、保険料免除者の増加など、いわゆる「空洞化」の問題がかねてから指摘されている。そして、2004年の公的年金法改革の際に、従来の被用者年金制度の「一元化」とは異なった、第1号被保険者グループと被用者年金制度の被保険者グループとの「一元化」が議論されるに至った。こうした第一号被保険者をめぐる議論の焦点の一つは、自営業者を公的年金制度においてどのように位置づけるか、具体的には適用のあり方、年金給付水準、保険料(率)水準、保険料徴収方法等をどのように設計するか、という点にある。これらの論点は、自営業者に適用される税制とも密接に関係している。こうした論点を内包する自営業者の公的年金制度上の扱いについての社会保障法学における理論の蓄積は必ずしも十分ではない。また、法制度設計を考えるにあたっては、主要国の法制度を調査・研究し、わが国の現行制度と比較検討することが有益であるが、主要国の状況も詳細が明らかになっているとはいえない。

以上のように、「一元化」の議論を発端とする自営業者の公的年金制度上の位置づけについては、具体的な法政策を考える上で、検討すべき法的課題が存在している。主要な欧米諸国の制度やその背景にある税制を含む諸要因を視野に入れた比較法的考察を基礎とした、法的見地からの検討は、公的年金制度の運営、将来の制度設計を担う厚生労働行政に有益な示唆を与える。また、こうした理論的研究は、自営業者に関するわが国の公的年金制度の現状認識を明確化して、今後の立法論にあたっての論点を浮き彫りにし、立法政策論議を豊かにするという意義がある。そこで、この研究では、以上のような理論・実務の状況に鑑み、自営業者と公的年金制度とをめぐる法的諸問題を、比較法的考察を踏まえて、法政策的観点から検討し、今後の制度運営および法制度設計の指針を得ることを試みることにした。

本研究は3か年の計画であり、2007年度はその最終年度にあたる。そこで、今年度は、前々年度および前年度の研究成果を踏まえつつ、最終的な取りまとめに必要な資料・文献や情報の収集を行うとともに、比較法的な研究の一環として海外調査(フランス・ドイツ・アメリカ合衆国)を行った。

本研究は法学のアプローチによって自営業者と公的年金制度に関する研究を行うことから、本研究においてわれわれが用いた研究方法は法学・比較法学のオーソドックスなものである。すなわち、①わが国および主要国の社会保障一般、社会保障法、公的年金制度一般、第一号被保険者等に関する基礎的な文献・資料の収集、②わが国の公的年金制度、とくに基礎年金の第一号被保険者に関する現況や政策の動向についての実務家・行政担当者からの聞き取り調査、③主要国(今年度は、前述のようにフランス・ドイツ・アメリカ合衆国)の公的年金制度、および自営業者の公的年金制度上の地位やそれをめぐる諸問題についての現地での海外調査、④主任研究者・分担研究者・研究協力者による研究会を開催しての論点の析出や分析視角に関する議論、という方法によっている。

以上の方法を取ることによって、これまで必ずしも明かではなかったドイツ・フランス・ベルギー・アメリカ合衆国・イタリア・スウェーデンの自営業者の公的年金制度上の問題について、多くの知見を得ることができた。もちろん、まだ検討の尽くされていない点が数多く残されている。今後は、3か年度にわたる研究の成果を生かしつつ、必要な補完・補充を行って研究の完成度を高め、できるだけ早期に単行書の研究書として刊行することを目指す予定である。

2008年3月
主任研究者
岩村正彦

研究メンバー

主任研究者

岩村正彦

東京大学大学院法学政治学研究科教授

分担研究者

関ふ佐子

横浜国立大学大学院国際社会科学研究准教授

嵩さやか

東北大学大学院法学研究科准教授
(2007年度分担研究者)

渡邊絹子

東海大学法学部専任講師

研究協力者

太田匡彦

東京大学大学院法学政治学研究科准教授

中野妙子

名古屋大学大学院法学研究科准教授
(2007年度9月から)

中益陽子

都留文科大学文学部専任講師

(2005年度・2006年度分担研究者〔在外研究のため2007年度は研究メンバーからはずれた〕)

関根由紀 神戸大学大学院法学研究科准教授

目 次

第 1 部	平成 17 ～ 19 年度 総合研究報告書	-----	1
第 2 部	平成 19 年度 総括・分担研究報告書	-----	10
第 3 部	報告書	-----	25
第 1 章	問題の所在 岩村正彦	-----	26
第 2 章	自営業者と基礎年金制度 岩村正彦	-----	31
第 3 章	フランスにおける非被用労働者の年金制度 関根由紀・嵩さやか	-----	58
第 4 章	ベルギーにおける自営業者の年金制度—概要と問題点— 関根由紀	-----	85
第 5 章	イタリアの自営業者年金制度 中益陽子	-----	112
第 6 章	ドイツにおける自営業者の年金制度 渡邊絹子	-----	129
第 7 章	スウェーデンの老齢年金保険における自営業者の取り扱い 中野妙子	-----	148
第 8 章	アメリカの自営業者の年金制度 関ふ佐子	-----	167
第 9 章	総括 岩村正彦	-----	213
第 4 部	研究成果の別刷(別添 5)	-----	220

第 2 部

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

自営業者と公的年金制度

平成 19 年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 岩村 正彦

平成 20(2008)年 3 月

目 次

I	総括研究報告(別添 3) 「自営業者と公的年金制度」 岩村正彦	-----	13
II	分担研究報告書(別添 4)		
1.	「フランスの自営業者と公的年金制度」 嵩 さやか	-----	16
2.	「アメリカの自営業者の年金制度」 関 ふ佐子	-----	18
3.	「ドイツにおける自営業者の年金制度」 渡邊絹子	-----	23

研究成果の刊行に関する一覧表(別添 5)は総合報告書添付の一覧表を参照

[抜刷等は報告書全体の末尾に添付]

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
総括研究報告書

自営業者と公的年金制度

主任研究者 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授

研究要旨

近年論じられている公的年金の一元化の議論などを見ると、自営業者については、被用者との違いを考慮して公的年金制度の設計を考える必要性もある。本研究の目的は、自営業者を対象とする公的年金について、比較法的観点も取り入れつつ、公的年金制度の自営業者への適用、給付水準、保険料(率)水準、保険料徴収の方法等についての今後の法制度設計の方向性を模索・検討することである。

研究の実施方法は、主要国(フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、ベルギー、アメリカ合衆国)の公的年金制度全体、および自営業者の公的年金制度について、国内外の文献・資料の収集して検討して、各国の公的年金制度における自営業者の扱いの背景事情、制度概要および特徴や問題点を分析し、その成果とわが国の公的年金制度における自営業者の扱いとの比較するというものである。本年度は、最終的な取りまとめの年度ということを考慮し、追加的な調査の必要性が高いと考えられたフランス、ドイツ、アメリカ合衆国について分担研究者が赴いて実務家等との面談や資料収集を行った

こうした研究の結果をもとに、今年度は、最終的な取りまとめにあたって着目すべき論点について主任研究者・分担研究者・研究協力者間で議論を行い、各国の事情・制度の違いに配慮しつつ、可能な限りでそうした論点について分担研究者が担当している国について総括的な検討を行った。それをもとに、本研究で取り上げた各国についての比較法的な考察とわが国の問題の特徴の把握を試み、さらにわが国の立法政策への示唆を考察した。その詳細は、総合研究報告書に記載のとおりである。

分担研究者

関 ふ佐子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授

嵩 さやか 東北大学大学院法学研究科准教授

渡邊絹子 東海大学法学部専任講師

A. 研究目的

国民年金(基礎年金)制度は、わが国に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての国民を強制被保険者とする制度であるが、このうち第 1 号被保険者についてはいわゆる「空洞化」の問題が生じるとともに、被用者年金制度との「一元化」が論じられている。そのため、第 1 号被保険者該当者のうち、自営業者については、被

用者との違いを考慮して公的年金制度の設計を考える必要性が生じている。そこで、本研究は、自営業者を対象とする公的年金に関して、比較法的観点も取り入れつつ、公的年金制度の自営業者への適用、給付水準、保険料(率)水準、保険料徴収の方法等についての今後の法制度設計の方向性を模索・検討し、もって公的年金制度の政策・制度設計に関する厚生行政の基礎となる知見を提供することを目

的とする。

B. 研究方法

本研究は、平成17年度～19年度の3か年度にわたる研究であり、①研究テーマに関する国内外の文献・資料の収集、②既存の研究業績の検索・分析、③わが国の制度が抱える問題点の抽出・分析、④フランス・アメリカ合衆国・ドイツ等の調査・分析、⑤比較法的考察と全体の総括的な分析による課題の析出と今後の方向の提示、という方法で研究を進行させてきた。最終年度である平成19年度には、引き続き前記①②③の作業で昨年度までの作業でやり残したものを継続して行うとともに、最終的な取りまとめに備えてフランス・アメリカ合衆国・ドイツについて海外での調査を実施した。そして、3か年度にわたる研究活動の成果をもとに、前記⑤の作業を実施した。

C. 研究結果

自営業者の公的年金制度のあり方としては、①自営業者の制度が被用者の制度と別個に存在するタイプ(フランス・ベルギー・かつてのイタリア)、②自営業者と被用者との共通の制度が存在するタイプ(アメリカ合衆国・スウェーデン・現在のイタリア)、③公的年金制度はもっぱら被用者のための制度であり、例外を除いては自営業者のための公的年金制度が存在しないタイプ(ドイツ)がある。

わが国は、自営業者、被用者とその被扶養配偶者を強制的加入者とする統一的な基礎年金制度があるが、実態は、自営業者集団と被用者集団(被扶養配偶者を含む)とは別立てになっているという特徴がある。そして、自営業者集団については、同業組合的な捉え方ではなく、住所地を連結点として市町村を使って事業運営をしてきたという特徴もある。ただ、一方では、わが国はこれまで自営業者の公的年金制度という捉え方をできておらず、自営業者(とその家族)が加入している基礎年金第1号被保険者の制度には、自

営業者のみならず被用者年金制度に加入しない被用者や学生が加入しているなどの複雑さがあり、他方では、近年の非被用者化の進行に伴って、新しいタイプの「自営業者」が第1号被保険者となった現象が起きている。

わが国は、自営業者集団については、一方では、実質的には任意加入的に運営されてきたのを、強制加入の徹底を図ったこと、他方では、市町村から社会保険事務所に加入・保険料徴収事務を移管したことによって、加入率は上昇したのに、保険料納付率は低下するという自体に直面することになった。強制徴収の強化を行っているが、年金記録問題の発生もあって、効果はあまり上がっていない。

D. 考察

今回研究対象とした国々では、自営業者の公的年金制度について、未加入者の問題や保険料不払いの問題はほとんど見られない。その背景としては、(i) 同業組合的なものを基盤としていること、(ii) いずれの国でも高齢化が進展しているが、公的年金制度に対する不信感というものが見られないこと(とくに、アメリカ合衆国では自営業者も含めて公的年金制度への信頼度が非常に高い)、(iii) 社会保険(公的年金)独自の保険料徴収機関による保険料徴収が行われている国でも、また税当局による保険料徴収が行われている国(アメリカ合衆国・スウェーデンが代表例)でも、保険料の徴収が徹底していること、などを挙げることができよう。

他方で、別立ての公的年金制度にせよ、統一的な公的年金制度にせよ、誰が自営業者かということについては、国による違いがあることに注意が必要である。また、「自営業者」という場合には、もともとは事業資産を持ち、被用者を使用している経営者等を想定していたが、現在においては、特段の事業資産を持たずに、一人で就業している自営業者が増え、「自営業者」が、非常に大まかにいえば、二極化している。

わが国の場合は、国民年金制度を発

足させる際に、同業組合的なものに基盤なしに公的年金制度を自営業者について作ることの困難性が指摘されていたが、結局、保険者(国)と自営業者等と結びつけるものとして、市町村を選択して制度設計を行った。これは、地域の納税組合を使うなどの仕組みも相まって、かなりうまく機能してきたが、地方分権改革の中で、適用・保険料徴収事務を市町村から社会保険事務所に移管したことによって、機能不全に陥ってしまった。

E. 結論

上記のような現状を打開するためには、上記にみた各国の制度の考察および従前のわが国の経験に鑑みると、①自営業者については、同業組合的な組織があることに着目して、社会保険事務所による一元的な保険料徴収体制を改め、そうした組織に保険料徴収の役割を担わせる、一人で就業している「自営業者」については、仕事の発注者側に保険料徴収の役割を担わせる、自営業者と保険者(国)とを結びつける市町村や地域団体(納税組合等)の役割を再評価して、市町村に保険料徴収の役割を担わせる(すでに実施され始めているが)、といった様々な手法を考えることが有効である可能性が高い。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

①論文発表

岩村正彦 「基礎年金制度に関する一考察」 『山口浩一郎先生古稀論集 友愛と法』
(信山社、2007年) 239～263頁

岩村正彦 「社会保障法入門 87～93 公的年金保険法」
「自治実務セミナー」に連載
(46巻5号、7号、9号、10号、12号(以上2007年)、47巻2号、3号(以上2008年))

②学会発表

なし。

H. 知的所有権の取得状況 研究の性格上、なし。

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

分担研究報告書

「フランスの自営業者と公的年金制度」

嵩 さやか 東北大学大学院法学研究科准教授

研究要旨

年金制度の一元化の議論を背景に、これまで必ずしも十分に研究されてこなかった自営業者の公的年金制度のあり方について再検討が迫られている。自営業者について、被用者と同様の所得比例の公的年金制度を創設する場合、技術的に大きな問題であるのがいかに自営業者の所得を正確に把握するか、そしてその前提としていかに自営業者として活動している者を把握するかである。そこで本研究では分担研究者として、主に、比較法的見地からフランスの自営業者のための年金制度を検討対象として、その仕組みと所得把握・加入者把握のための取り組みを検討した。

フランスでは、職業に応じて複数の年金制度が存在し、自営業者（非被用労働者）のなかでも商工業・手工業自営業者が加入する制度と、医者や薬剤師などの一定の職業従事者（自由業者）が加入する制度とは別個の制度である。しかし、どちらの制度も保険料・年金給付が所得比例であり、所得は毎年行われる所得申告によって把握される。社会保障機関に提出される所得申告書の記載に疑義が生じた場合には税務署に所得情報の照会をかけるが、その際、各人に割り振られた社会保障番号を活用して照会作業の迅速化・簡便化を図っている。また、所得を申告しない場合には、基本的には30%加算された保険料が課され、さらに所得申告において詐欺や不正申告があった場合、罰金や禁固刑などの制裁措置が用意されている。また、自営業者については、事業開始時に企業登録機関への登録が義務づけられており、それによって税務署、商工会議所、社会保障機関への登録が一括して行われる。ヒヤリング調査によると、フランスでは未加入者・未納者の問題はそれほど深刻ではない。それは、これらの加入者把握・所得把握システムがうまく機能していることにもよるが、フランスの自営業者のための年金制度では保険料算定基礎となる所得額に上限額が設定されていることも影響している。

握のための取り組みを調査することを目的に研究を行う。

A. 研究目的

今後の日本における自営業者の公的年金制度のあり方を検討するため、本研究の分担研究者として、①比較法的観点からフランスの自営業者の年金制度の沿革と概要を調査する、②フランスの自営業者の所得把握・加入者把握

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①フランスの年金制度に関する文献資料をもとにフラ

ンスの公的年金制度の全体像・沿革および自営業者の位置づけを明らかにする、②フランスの自営業者のための年金制度の仕組みを資料をもとに把握する、③実際にフランスの自営業者のための年金制度を管理運営している機関でヒヤリング調査を実施する

C. 研究成果

フランスの自営業者の年金制度は、被用者のための年金制度と区別される形で発展してきたものの、徐々に制度の近接が起こってきていることを明らかにしたほか、所得把握の実効性を担保するための仕組みの紹介と、フランスで所得把握漏れについてそれほど大きな問題として認識されていないことの理由の探究を行った。

D. 考察

未加入対策として、フランスの事業活動を行っている個人の一元的な登録制度が少なからず効果を挙げている。また、より適正な所得の把握には、未納・滞納に対する制裁措置の存在とともに、所得把握の必要性の程度の大きさにも依存している。

E. 結論

フランスと日本とはその基盤となる社会が異なるため、フランスと同じシステムの導入は非現実的であるが、事業活動を開始した者の把握のためのシステムの重要性とともに、制度の仕組みとの関係で必要となる所得把握の精度をどこに設定するのかという

ことにより、フランスの自営業者のための年金制度の実状および所得把握のシステム等の機能について調査する、④以上を踏まえて、フランスにおける自営業者のための公的年金制度の特徴と所得把握の実効性についての考察を行う。

視点を示唆している。

■研究の政策的含意

職業活動を行っている者に共通した、あるいは自営業者固有の報酬比例年金制度を導入する場合、フランスの例も参照しつつ自営業者として活動している者の正確な把握のための実効的なシステムの導入が必要であると同時に、算定基礎となる所得額に上限を設けるのか、どの程度の水準に設けるのか、という点が所得把握の必要性の程度との関係で重要であり、報酬比例年金制度の目的との関係でも今後議論を深める必要がある。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

「アメリカの自営業者の年金制度」

関 ふ佐子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授

研究要旨

アメリカでは、制度上は、1ドルのチップから年金保険料を納付し、将来の年金給付につなげる形になっている。しかし実態としては、金銭が直接支払われる場合には、こうした収入を正確に申告していない者が多く、アメリカにおいても自営業者の所得の捕捉が困難であることが明らかとなった。さらに高所得者は保険料納付が年金額につながらないため、保険料を支払うインセンティブが低下している。こうした高所得者の保険料の未払いも課題となっている。

A. 研究目的

本年度は研究の最終年度であることから、第一に、アメリカの年金制度の全体像、および自営業者の年金制度の全体像とその課題について、文献（和書、洋書、論文）をもとに整理・検討し、まとめることを目的とした。

B. 研究方法

アメリカの自営業者の年金制度をめぐって検証すべき課題を明確化するために、研究会（平成19年12月）で報告した。研究会における討議、および他の研究メンバーからの有意義な助言により、自らは気づかなかったアメリカの制度の特徴などを明らかにすることができた。

そして、これまでの研究と研究会の討議などから洗い出された制度の課題や疑問点について、アメリカの実態を明らかにするために日本において文献をもとに検証するとともに、

文献のみでは分かりづらい、アメリカの自営業者の年金制度をめぐる実態を、現地調査によって探った。平成20年3月に渡米し、本研究課題に詳しい研究者や実務家にインタビューを行った。

C. 研究成果

3月4日から13日(14日帰国)にかけて、カリフォルニア州のサンディエゴ(San Diego)、サンフランシスコ(San Francisco)、ロサンゼルス(Los Angeles)を訪問し、本研究課題に詳しい研究者や実務家にインタビューを行った。前回のアメリカ調査で、移民の多いカリフォルニア州は、低所得の自営業者をめぐる課題が表面化していることが明らかとなった。そこで今回は、カリフォルニア州を調査した。

また、日本から電子メールで問い合わせた際に、政府の社会保障（年金）事務所からは、公式の回答のみ

しか得ることができなかつた。そこで今回の調査では、高齢者の権利を擁護する各種の団体を中心にインタビューすることにより、年金をめぐる運用の実態を把握することに勤めた。

サンディエゴでは、The Institute of Health Law Studies 所長、California Western School of Law 教授の Bryan A. Liang 博士にインタビューした。

サンフランシスコでは、高齢者の権利を擁護する NPO である、CANHR(California Advocates for Nursing Home Reform)、およびサンフランシスコ・オンブズマン・プログラムの各担当者、並びに地方政府の機関である APS (Adult Protection Service) の各担当者に聞き取り調査した。

ロサンゼルスでは、地域の社会保障(年金)事務所を訪問した。しかしここでは、別の地域事務所にメールで問い合わせていた内容と同様、無年金高齢者が窓口に来ることはあるといった回答以上に、年金制度をめぐる現状を具体的に聞くことはできなかつた。他方、高齢者、とりわけ日系の高齢者の駆け込み寺となっている Little Tokyo Service Center においては、無年金高齢者の現状を調査することができた。また、前回の調査でもインタビューした、低所得者の実態に詳しい Leo D. Nieto 氏を再訪することにより、低所得者の実体を詳しく聞くことができた。Nieto 氏は、自身が Chicano (ヒスパニック系アメリカ人) であることから、生涯貧しいヒスパニック系の貧困層の福祉を向上する活動に従事してき

たとともに、農業従事者の労働組合に深く携わってきた牧師である。Nieto 氏からは、年金の保険料の不払いが低年金につながり、生涯にわたって格差が存続する現状や、保険料を支払うものの年金を受給できない不法就労者の実態を聞くことができた。

わが国における文献をもととした研究、および研究会の討議により、アメリカにおいて、はたして年金制度、とりわけ保険料の徴収が、制度の予定どおりに機能しているのかが課題として浮上した。具体的には、自営業者の所得の捕捉方法、および保険料納付のインセンティブの減退が保険料の未払いにつながっていないかという点について、その実態を探る必要性が明らかとなった。

D. 考察

以上の方法で行った研究成果をもとに、アメリカの自営業者の年金制度についての考察を行った。その概要は以下のとおりである。

1. 社会保障税の徴収方法

アメリカの自営業者の年金制度は、被用者の年金制度と実質的に変わらない。そして、被用者、自営業者ともに、アメリカは申告制の税制をとっていることから、社会保障税も他の税金と同時に、給与や所得額に応じて納税することになる。とはいえ自営業者については、わが国と同様、所得の完全な捕捉は容易ではない。

自営業者の納税を促進する仕組みとしては、煩雑な納税関係の書類の作成を銀行が代行するシステムが発達しつつある。自営業者の収入を直

接銀行に振り込み、銀行が保険料も含めた税金の支払い事務を代行する仕組みである。こうしたシステムを自営業者が利用した場合、その所得は正確に把握されることになる。

2. 保険料納付のインセンティブ

OASDI は所得比例年金であるため、就労中の所得額、すなわち納付した社会保障税の額に年金受給額は比例する。とはいえ、社会保障税は、課税限度額（07年は9万7500ドル／平均賃金の上昇にあわせて毎年自動的に改定）までの給与や所得に対して課されるのみである。さらに、老齢年金の完全受給資格者（21歳から62歳までの間に、40クレジットを取得した者）の年金額は、基礎給付額（PIA / Primary Insurance Amount）の100%である。そして各人の基礎給付額（PIA）は、指標化された平均所得月額（AIME / Average Indexed Monthly Earnings）に、低所得者に有利な給付算定式を適用して導き出されている。すなわち、所得がいくら高くても、給付される年金額には一定の上限がある。そこで、既に十分な保険料を支払った者は、その後保険料を支払い続けても年金額が上昇するわけではなく、保険料を支払うインセンティブは低くなる。

3. 保険料納付の実態

現地調査をした結果、下記の実態が明らかとなった。

(1) 金銭取引と低所得労働者

アメリカはカード社会である上に、金銭の受け渡しには小切手が多用されている。こうした方法により給与

や報酬が支払われた場合、所得は正確に捕捉され、税金や保険料の納付に結びつくことになる。他方アメリカでも、金銭が直接渡される場合がある。典型的な金銭取引（cash payment）は、家の修理などを行う大工や配管工、育児を行うベビーシッター、家政婦などへの支払い、並びにウェイトレスのチップなどである。

こうした場合に、税金が正確に申告されず、社会保障税、すなわち年金の保険料も正確に支払われていない模様である。実際、家政婦などには、保険料の雇い主負担部分を雇い主が支払うと言っても、それを断り、当面の金銭を要求する者がいるようである。

アメリカでは、制度としては、1ドルのチップから、年金保険料を納付することになっており、これを将来の年金給付額につなげることが可能となっている。しかし実態としては、金銭が直接支払われる場合には、こうした所得を正確に申告していない者が多いことが、インタビューから明らかとなった。

このため、仕事の対価を金銭で支払われる低収入労働者の所得は、年金につながらない事例が多い模様である。すると、高齢期には無年金や低年金状態となり、困窮した生活をおくることになる。地域の社会保障事務所も、その数は明らかにしなかったものの、無年金者による相談は少なくはないことを示唆した。そこで各種のNPO団体が、その支援に乗り出している。困窮状態が著しい者は、補足的所得保障（SSI）を受給することになるが、それほどでもない

者は、NPOが運営する低所得者住宅で生活するなどして、無年金や低年金という窮状に対処している。

(2) 高所得労働者

以上の低所得労働者とは対照的に、医師などの収入が多い者が、年金保険料を正確に支払っていないという現状もあるようである。2で説明したとおり、高収入者は、ある時期以降はいくら保険料を支払おうとも、それは自身の年金額に反映しない。そこで、年金の保険料を支払うインセンティブは低下し、保険料の支払いを回避しようとする、ホワイトカラーの犯罪（white color crime）が横行している。

例えば、雇用されている医師の場合、収入の半分は給与として支払いを受け、半分は顧問料という形にする。労働者は、自身の保険料分を顧問料に上乘せしてもらうことにより、収入を増やすことが可能となる。そして顧問料については、使用者も年金の保険料を支払わなくともよいいため、使用者の利益とも合致する。

雇用を請負に変更するなど、雇用の外注化はアメリカでも増えているようであり、保険料不払いの手法となっている。

こうした問題については、取り締まりも難しく、低所得者の保険料未払い問題とあわせて、アメリカにおいても対処が難しい課題となっている模様である。

4. その他の課題

自営業者の問題では必ずしもないが、年金の保険料と保険給付をめぐ

っては、不法就労者の無年金も課題であることが明らかとなった。アメリカで就労する場合、使用者が給与を申告する手続との関係で、社会保障番号が必要となる。そこで不法就労者を対象とした社会保障番号の売買など、社会保障番号をめぐる不正が横行している。既に死亡した者の社会保障番号などを利用して、番号を不正に売買する者が存在するのである。

不法就労者は、就労するために社会保障番号を購入する。そして、その番号をもとに、年金の保険料も支払うことになる。しかし、番号は不正であるために、それらの不法就労者は、年金を受け取れるわけではない。このような形で、不法就労を続け、保険料は払い込むものの年金を受給できない高齢の不法滞在者も多いようである。

E. 結論

以上、今年度の研究により、アメリカにおいても、必ずしも正確に自営業者の所得が把握されていないことが明らかとなった。所得の把握がより困難な自営業者については、わが国と同様、保険料の未納・未払いの実態は存在しているわけである。

しかし、それは大きな課題となっているわけではなかった。保険料の未払いは確かに課題ではあるが、年金制度をめぐっては、年金制度の民営化の是非など、その他の課題の方が関心を集めていた。

F. 研究発表

なし。

ただし、厚生労働行政への貢献として、関ふさ子「アメリカの公的年金制度について」(厚生労働省社会保障審議会年金部会「パート労働者の厚生年金適用に関するワーキンググル

ープ」での説明(平成19年2月2日))がある。

G. 知的所有権の取得状況
なし。

分担研究報告書

「ドイツにおける自営業者の年金制度」
東海大学法学部専任講師 渡邊 絹子

研究要旨

国民年金の第1号被保険者グループと被用者年金制度の被保険者グループ(国民年金第2号被保険者)との一元化をめぐる議論において、自営業者を公的年金制度においてどのように位置付けるかは重要な論点である。この点に関して、本研究では、ドイツの法制度の状況を調査・考察することとした。

その結果、ドイツでは、公的年金制度がそもそも劣悪な就労状況にあった被用者に対して創設され、発展してきたこと、生産基盤を有する「自営業者」は被用者に比して経済的・社会的弱者とは考えられていないことなどを背景に、基本的には、特定の自営業者グループが悲惨な状況にあるとの社会的認識を基に、必要に応じて当該自営業者グループを公的年金制度に組み入れるという方針を採っていること、自営業者の大部分には公的年金制度への加入義務がなく、各自の選択に委ねられているという実態が浮き彫りとなった。また、公的年金制度よりも手厚い保障を受けるために同業者が団結して組織した職能別共済組合も存在している。ドイツでは、公的年金制度上「自営業者」を一般化することなく、自営業者グループを個別に取り扱っており、自営業者を一般化し、公的年金制度の強制被保険者に含める取扱いをしているわが国とは対照的である。

A. 研究目的

公的年金制度の自営業者への適用に関して、本研究では、ドイツにおける自営業者の年金制度について、以下の観点から検討を加えることを目的とする。①自営業者一般に適用される公的年金制度が存在しないドイツにおいて、自営業者に対する老齢時の公的所得保障制度がどのようになっているのか、その全体像の把握、②特定の自営業者グループに適用される個別制度の概要及びその特徴の把握、③前記①及び②を通じて自営業者に関する社会的認識、社会的保護の必要性と公的年金制度の適用範囲との関係などを明らかにし、日本に対する示唆を得る。

B. 研究方法

ドイツにおける研究者に対する聞き取り調査及び収集した文献資料を基に考察した。

C. 研究成果

ドイツの自営業者に対する公的年金制度の適用に関しては歴史的な影響が強く、ドイツの公的年金制度が劣悪な就労状況にあった被用者に対して創設され、発展してきたこと、生産基盤を有する「自営業者」は被用者に比して経済的・社会的弱者とは考えられていないことなどを背景に、ドイツでは自営業者の一般化をせずに、必要に応じて特定の自営業者グループを公的年金制度に組み入れるという方針を採っていることを明らかにした。また、社会的保護の必要性と公的な保障制度との関係、

連邦資金の投入方法などについて検討を加えることができた。

D. 考察・結論

基本的に自営業者は公的年金制度の適用対象外とし、特定の自営業者グループにのみ公的年金制度への加入義務を定め、広く任意加入の道を開くという制度設計のドイツは、自営業者の多様性を考慮した制度内容であると評価することも可能であろう。自営業者を一般化し、一律に公的年金制度の強制被保険者とするわが国と対照的なドイツの制度のあり方は、働き方の多様化、社会的保護

の必要性と公的資金の分配・投入方法などを考える上で示唆に富むものである。

E. 研究発表

●論文発表

渡邊絹子「ドイツにおける自営業者の年金制度－芸術家社会保険法を中心に－」週刊社会保障 2425号 46頁(2007年))

F. 知的財産権の取得状況

なし

第 3 部

報告書